

## 令和3事業年度 介護保険関係業務事業計画

令和3事業年度における介護保険関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 介護保険法（以下「法」という。）第160条第1項の規定に基づき、医療保険者からの納付金の徴収、市町村に対する介護給付費交付金の交付及び地域支援事業支援交付金の交付等を行うものである。
2. 下記3の交付金の交付に要する財源等に充てるため、医療保険者から法第150条第1項の規定による介護給付費・地域支援事業支援納付金として、

介護給付費・地域支援事業支援納付金 3,059,149,752千円

を徴収することを予定している。

3. 法第125条第1項の規定による介護給付費交付金として、

介護給付費交付金 3,225,252,147千円

法第126条第1項の規定による地域支援事業支援交付金として、

地域支援事業支援交付金 116,654,724千円

を交付することを予定している。